

## 埼玉県障害者交流センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 埼玉県障害者交流センターの管理を行わせるものとして適当なもの（以下「指定管理者候補者」という。）を選定するに当たり、専門家の判断を仰ぎ、適正な審査を行うため、「埼玉県障害者交流センター指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 選定委員会は、埼玉県障害者交流センターの指定管理者候補者を選定するに当たり、埼玉県障害者交流センター条例（平成2年埼玉県条例第11号）及び埼玉県障害者交流センター管理規則（平成52年埼玉県規則第31号）並びに埼玉県障害者交流センター指定管理者募集要項に基づき選定基準等を策定し、申請書等提出書類の審査を行う。

### (組織)

第3条 選定委員会は、委員5名で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者の中から知事が就任を依頼する。

- (1) 障害者福祉に関し専門的知識を有する者
- (2) 障害者の権利擁護に関し専門的知識を有する者
- (3) 埼玉県障害者交流センターを利用する者
- (4) 埼玉県福祉部副部長
- (5) 埼玉県福祉部障害者福祉推進課長

3 指定管理者となるため申請書を提出しようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役員である者は、委員となることができない。

4 委員の任期は、指定管理者候補者の選定をもって終了する。

### (委員長及び職務代理者)

第4条 選定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、埼玉県福祉部副部長が務める。

3 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

### (運営)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、これを開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

- 3 会議の議長は、委員長が当たる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(審査等)

- 第6条 選定委員会の審査において、委員が審査対象となっている法人等の顧問その他の利害関係人であるときは、当該委員は、当該法人等の審査から除くものとする。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員の責務)

- 第7条 委員長及び委員は、直接的、間接的を問わず、申請者に対し特別な援助、助言等を行ってはならない。
- 2 委員長及び委員その他関係者は、選定委員会の内容又はその職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

- 第8条 選定委員会の庶務は、埼玉県福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。